

平成31年度以降の行政評価局調査テーマについて

○ 死因究明等の推進	1
○ 地域住民の生活に身近な事業の承継	2
○ 地域における子どもの育成支援	3
○ 廃校施設の利活用等	4
○ 農道・林道の維持管理	5
○ 自衛隊の災害派遣	6
○ 伝統工芸の地域資源としての活用	7
○ 要保護児童の社会的養護	8
○ 地域公共交通の再構築	9
○ 外来種対策の推進	10
○ 土壌汚染対策	11

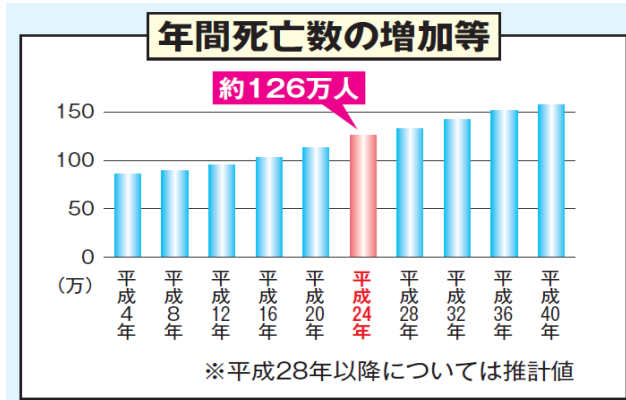
○ 死因究明等の推進

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 高齢化の進展等に伴う死亡数の増加、犯罪の見逃し防止の観点等から、死因究明体制の充実強化が重要。また、東日本大震災では身元確認作業が困難を極めたことから、平素からの身元確認態勢の整備が重要
- ・ 死因究明等の推進に関する法律が制定・施行(平成24年)。死因究明等推進計画の策定(平成26年)から約5年が経過
- ・ 2025年以降、本格的な多死社会を迎えるに当たり、死因究明等の推進が益々重要

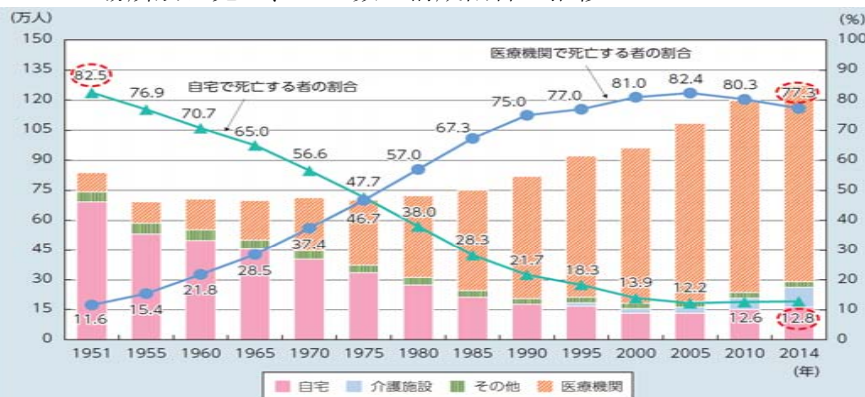
⇒ 死因究明等の推進に係る各府省の取組が総合的に推進されているか等の観点から、関係機関の取組状況等について調査

■ 我が国における年間死亡数



資料出所：内閣府「死因究明等の推進」リーフレット

■ 死亡場所別に見た、死亡数・構成割合の推移



資料：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」より厚生労働省政策統括官付政策評価室作成
 (注) 1. 「介護施設」は、「介護老人保健施設」と「老人ホーム」を合計したもの。
 2. 「医療機関」は、「病院」と「診療所」を合計したもの。
 3. 1990年までは老人ホームでの死亡は、自宅又はその他に含まれる。

資料出所：平成28年厚生労働白書

■ 死因究明等の推進に関する基本理念

(死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号)第2条)

1. 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。
2. 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。
3. 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

■ 死因究明等推進計画の概要【当面の重点施策】

- 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- 6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

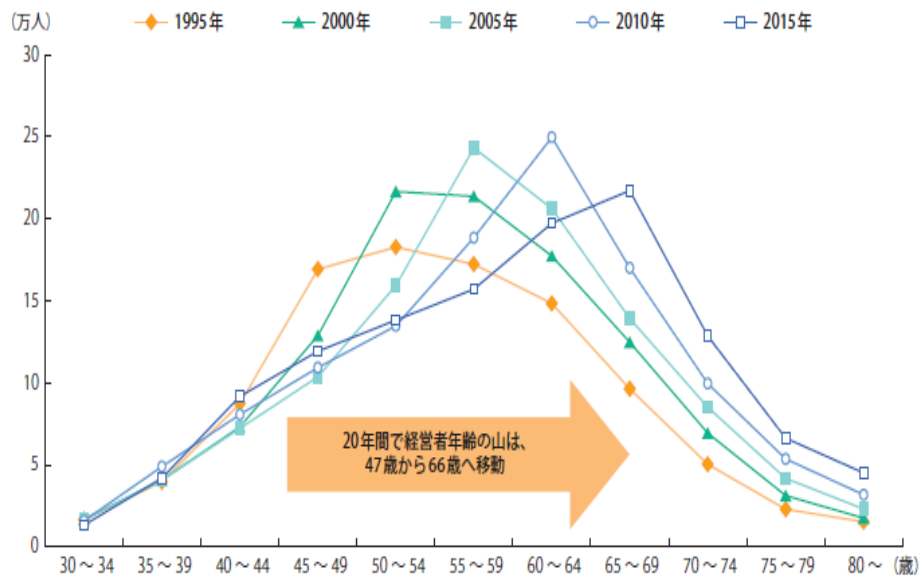
○ 地域住民の生活に身近な事業の承継

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 人口減少・高齢化社会の進展、地域の中小企業等の後継者が不在となる中、次世代に向けて、地域の活力の源となる経済活動を継続させ、地域住民の生活と雇用を守っていくことが重要
- ・ 事業承継における許認可等の手続については、法令に基づき厳正な審査等が行われることが必要であるが、書類の作成や提出のコストが負担であるとの指摘もある。

⇒ 地域住民の生活に身近な事業における承継の実態はどのようになっているか、次世代に向けた地域経済・地域社会の備えは十分であるか、事務手続に簡素化の工夫・改善の余地はないか等の観点から、事業承継の地域における実態の把握と事業承継を促進するための方策・支援等について調査

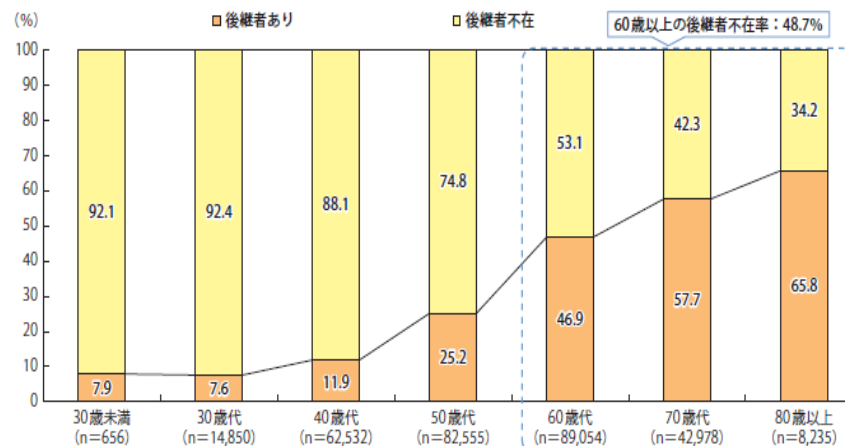
■ 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



資料：(株)帝国データバンク「COSMOS2 (企業概要ファイル)」再編加工

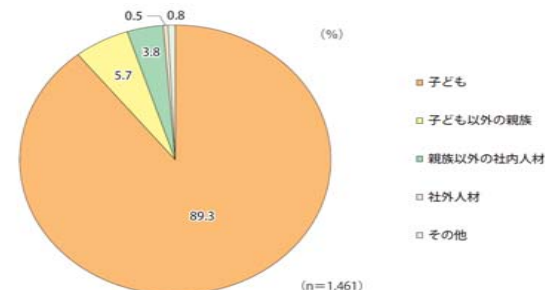
資料出所：中小企業白書2018

■ 社長年齢別に見た後継者決定状況



資料：(株)帝国データバンク「2017年後継者問題に関する企業の実態調査」(2017年11月)
 (注) 1. COSMOS2 (147万社収録) および信用調査報告書ファイル (170万社収録) から、2015年以降の後継者の実態を分析可能な企業を分析対象としている。
 2. 対象には、大企業も含む。

■ 具体的な後継者 (60歳以上の経営者)



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「小規模事業者等の事業活動に関する調査」(2017年12月)
 (注) 後継者の有無について「後継者がいる」と回答した60歳以上の経営者について集計している。

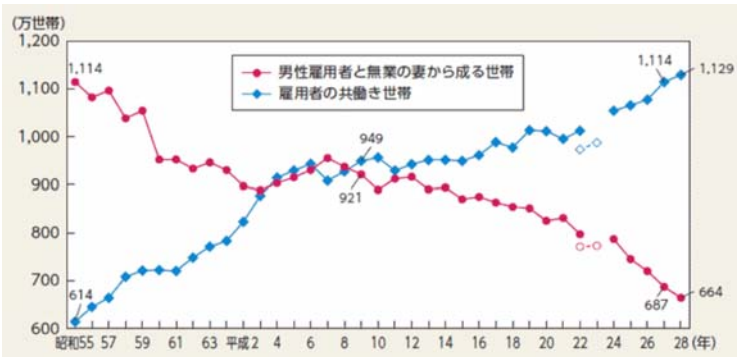
○ 地域における子どもの育成支援

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ワークライフバランスや女性の職場における活躍の取り組み等を受けて、共働き世帯は増加（昭和55年：614万世帯→平成28年：1,129万世帯）。留守家庭の子どもが放課後や週末に、安全・安心に過ごせる放課後児童クラブ（学童保育：厚生労働省）や放課後子供教室（文部科学省）などの子どもの居場所づくりや学習支援のニーズは増大
- 共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、国は、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう「放課後子ども総合プラン」等において総合的な放課後対策を推進しているが、そのための施設の設置や運営・質の面において課題がみられる。

⇒ 共稼ぎ世帯等の子どもに対する育成支援が、親のライフスタイルの変化に応じた効果的なものとなっているかという視点から、地域における子どもの居場所づくりや学習支援の実施状況を調査

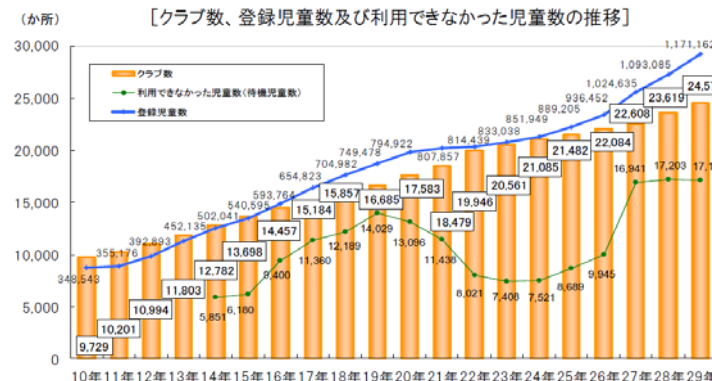
《 共働き世帯の推移 》



昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加

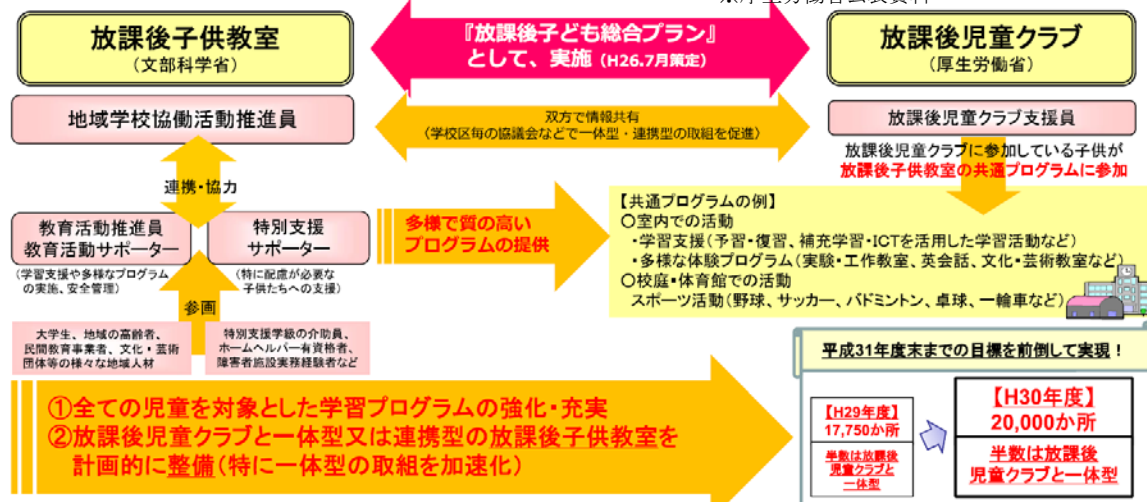
※内閣府「男女共同参画白書」

○ 放課後児童クラブ



放課後児童クラブの待機児童数は17,170人(平成29年5月1日現在)

※厚生労働省公表資料 ※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室) (平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)



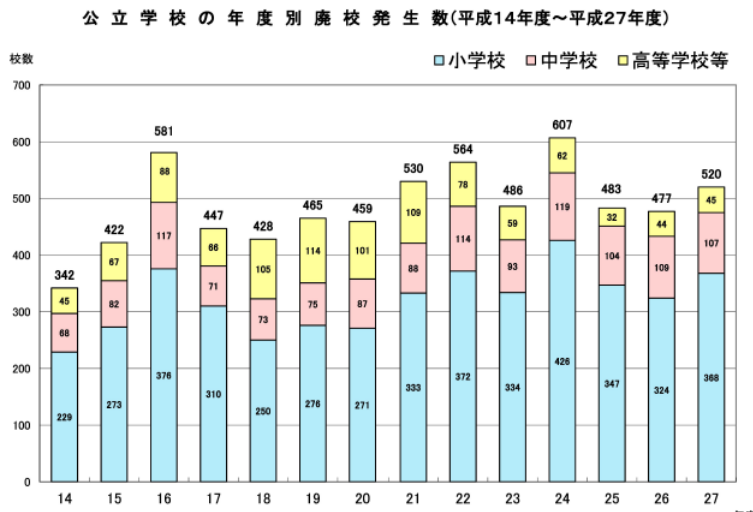
一体型の実施目標は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定、2019~2023年目標)においても同様に設定

○ 廃校施設の利活用等

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 少子高齢化等の影響により全国各地で学校の統廃合が進み、廃校施設が毎年度恒常的に発生（平成28年5月現在：廃校数5,943校）。廃校施設は地方公共団体の貴重な財産であることから、有効活用することが求められている。
- ・ 国では、廃校所有者と活用希望者とのマッチングサイトの設置、廃校施設利用のための補助制度等を整備し、教育施設や福祉施設などへの利活用の促進を図っているが、活用用途が決まっていない施設、地域住民からの意向聴取が未実施の施設もみられる。

⇒ 廃校施設の利活用を通じて、地域の活性化につなげるためにはどのような方策があるかという観点から、地域における廃校施設の利活用の状況、活用等に当たっての課題、利活用ニーズの把握や施設管理の状況等を調査



平成14年度以降の廃校、廃校の活用数（平成28年5月現在）

施設が現存している廃校の数	5,943校
活用されているもの	4,198校（70.6%）
活用されていないもの	1,745校（29.4%）
活用の用途が決まっている	314校（5.3%）
活用の用途が決まっていない	1,260校（21.2%）
取壊しを予定	171校（2.9%）

(注) 文部科学省「廃校施設活用状況実態調査」

～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト

廃校施設等の有効活用にあたっての課題

- ・ 廃校施設等の活用方法を検討しているが、活用先が見つからない（地方公共団体）
- ・ 廃校施設等を活用して事業をしたいが、活用できる廃校施設等が見つからない（活用希望者）

解決策

文部科学省による廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング



(注) 文部科学省HP



〈旧四谷第五小学校〉

【廃校活用例】吉本興業(株)(事務所 東京都新宿区)



〈旧養春小学校〉

(有)セラ・セゾン(洋菓子店 和歌山県串本町)

- ・ 我が国の道のネットワークは、道路法上の道路（国道、都道府県道及び市町村道）のほか、それ以外の道（農道、林道等）から構成されており、これら全体での適切な維持管理等が重要
- ・ しかし、農道・林道には、道路法上の道路とは異なり、法令に基づく維持修繕義務等（※1）がない中、定期的な点検・診断が十分に実施されていないものも多く、農道・林道における損壊、事故、老朽化等の発生状況や維持管理の実態は必ずしも明らかになっていない

※1 道路法上の道路については、従来からの法令に基づく維持修繕義務（道路管理者）に加え、本年、道路法等が改正され、上下水道、電柱、ガス管等の道路に設置されている物件（占用物件）の維持管理義務（道路占用者）、義務違反者への措置命令権限（道路管理者）等を規定。

- ・ 農道・林道の管理主体としては、国（※2）、都道府県、市町村のほか、土地改良区、森林組合、農業・林業集落等がある中、農村地域の人口減少や高齢化の進行等により、維持管理の負担増大を招くことも懸念

※2 国有林林道の場合。

⇒ **農道・林道のメンテナンスサイクルを構築し、適切な維持管理を図る観点から、農道・林道及びそれらに設置されている物件の損壊、事故、老朽化等の発生状況、点検・診断その他の維持管理の実態等について調査**

○ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）【抜粋】

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 - (2) 老朽化対策

- ・ 施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。【関係府省庁】

○ 道路法（昭和27年法律第180号）【抜粋】

第39条の8 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

第39条の9 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

<農道・林道の主な管理主体>

- 国 ○ 都道府県 ○ 市町村 ○ 土地改良区 ○ 森林組合 等

<農道・林道の総延長距離>

- 農道（農道台帳記載のもの）：約17万km（平成29年）
 - 林道（林道台帳記載のもの）：約14万km（平成28年）
- ※ なお、道路法上の道路の総延長距離は、約128万km（平成28年）

<農道における事故の例>

- 広域農道の路面陥没事故（平成30年7月長野県）
- 広域農道の斜面崩落による死亡事故（平成29年10月和歌山県）
- 農道のくぼみにハンドルを取られたバイク転倒事故（訴訟事件）
(平成25年10月島根県)

<農道の維持管理ルール現状>

- 「土地改良事業計画設計基準(事務次官通知)」及びその運用通知(農村振興局長通知)や、「農道保全対策の手引き」において、管理者による農道台帳の整備や、必要に応じた維持管理規程の策定について規定するとともに、農道施設（橋梁、トンネル等）の保全対策に係る基本的な考え方や実施手順を提示
- 農道施設については、「インフラ長寿命化計画(行動計画)（農村振興局）」に基づく「農道施設の点検・診断について（農村振興局整備部農村整備官補佐通知）」において、点検・診断の考え方を提示

<林道の維持管理ルール現状>

- 「林道規程（林野庁長官通知）」において、管理者による林道台帳の整備や、維持修繕・保全を含めた管理方法を定めるなどの努力義務について規定

○ 自衛隊の災害派遣

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

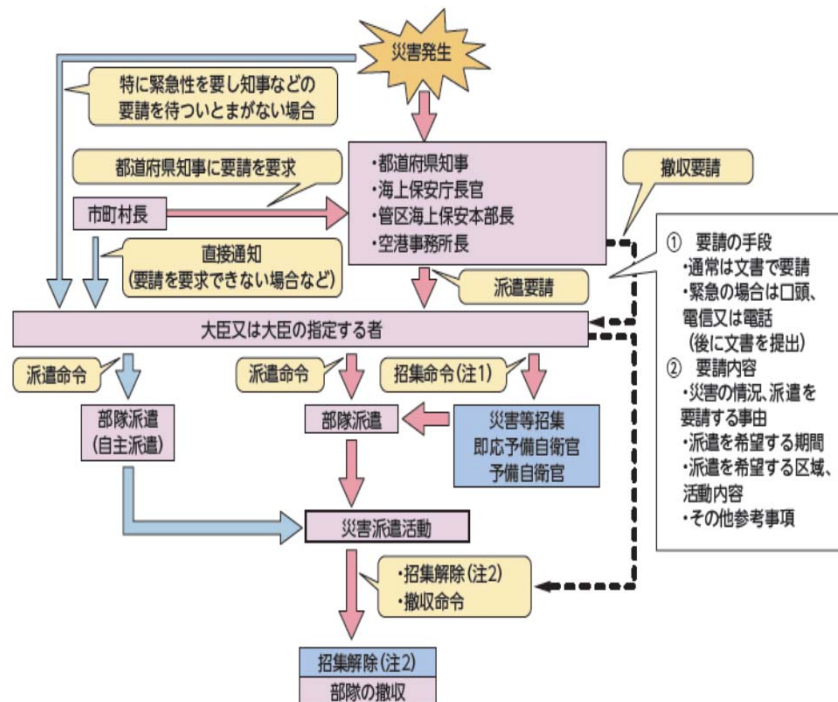
- 自衛隊は、天災地変その他の災害に際して、必要があると認める場合(注)に、人命又は財産の保護を目的とする応急的な救援活動としての災害派遣を実施

(注) 自衛隊の災害派遣には、都道府県知事等からの要請又は要請を待たない場合の自主派遣による「災害派遣」、地震災害警戒本部長(総理)からの要請による「地震防災派遣」、原子力災害対策本部長(総理)からの要請による「原子力災害派遣」の3類型がある。

- 災害対策基本法に基づく「防衛省防災業務計画」においては、救援・支援活動時における都道府県知事等との密接な連絡・調整のみならず、平素から地方公共団体等と密接に連絡・協力する旨規定されているところ、更なる連携強化が期待されている。

⇒ 自衛隊の災害派遣に係る地方公共団体との連携強化を図る観点から、地方公共団体における防衛省・自衛隊との連携・協力の実績、平素からの連絡・調整体制等について調査

<要請から派遣、撤収までの流れ>



(注1) 即応予備自衛官及び予備自衛官の招集は、防衛大臣が、必要に応じて内閣総理大臣の承認を得て行う。
 (注2) 防衛大臣が即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること

(注)防衛省「防衛白書(平成30年版)」による。

<自衛隊の災害派遣の実績(平成29年度)>

区分	件数	のべ人員	のべ車両(両)	のべ航空機(機)	のべ艦艇(隻)
風水害・地震など	5	6,115	1,026	20	0
急患輸送	401	2,007	12	413	0
捜索救助	16	1,927	173	44	7
消火支援	66	11,072	1,343	295	0
その他	13	2,717	786	20	32
合計	501	23,838	3,340	792	39
九州北部豪雨	-	約81,950	約7,140	169	0

※九州北部豪雨については、29年度の派遣実績から除く。

(注)防衛省「防衛白書(平成30年版)」による。

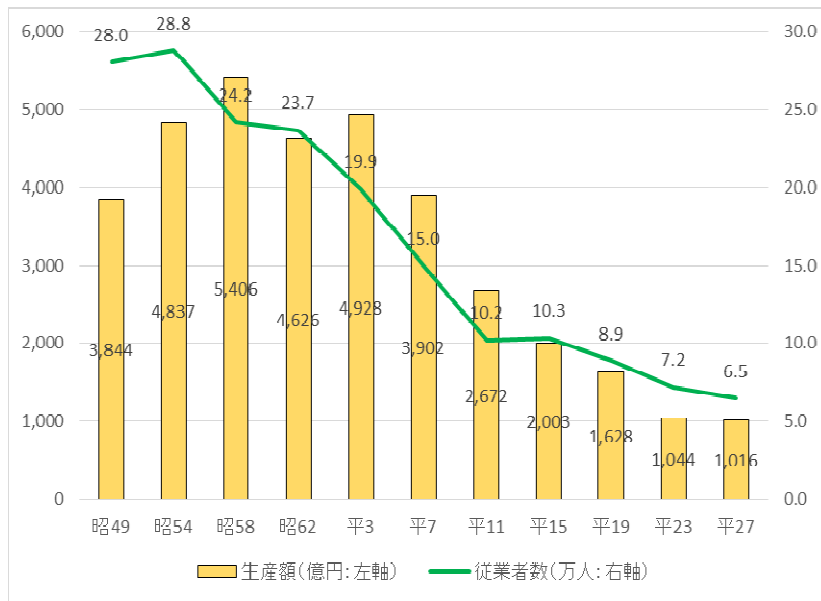
○ 伝統工芸の地域資源としての活用

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 伝統工芸は、日々の生活に供され、自然由来の原料を用いる生産技術として長年にわたり継承されてきたものであり、地域の雇用を支える「地場産業」
- ・ 経済産業省が、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、産業振興の観点から、「伝統的工芸品」に指定した製品に対して支援を実施。他府省でも、伝統工芸を地域資源として活用した取組や支援を実施
- ・ しかし、伝統的工芸品の生産額や従業者数は減少の一途であり、伝統工芸の技術・技能等が失われるおそれ
- ・ 一方、近年、訪日外国人観光客の増加、体験型ツアー需要の高まり、さらには若者の伝統工芸に対する関心の高まりもあって、地域によっては、伝統工芸を観光資源として活用し、伝統工芸品の売上増につながっている例もあり

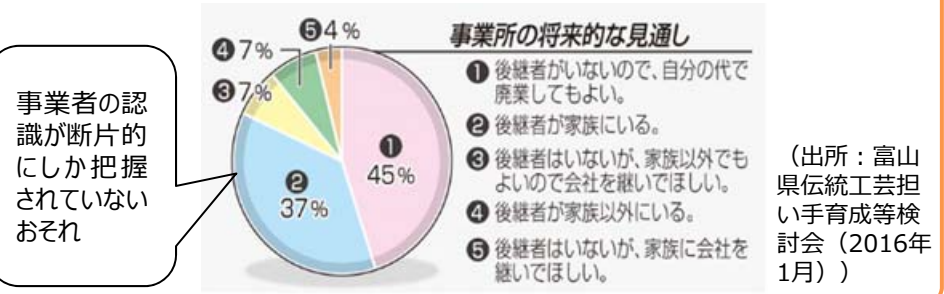
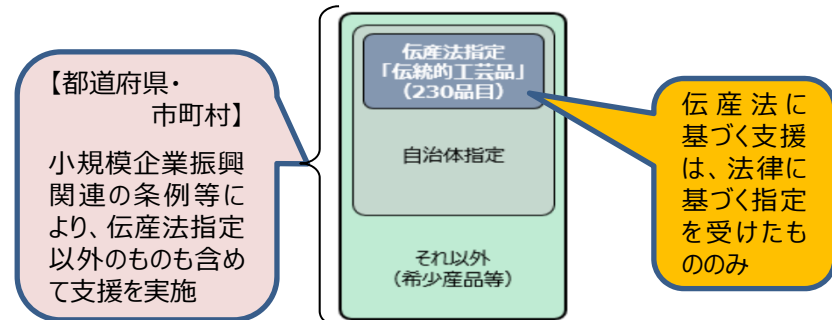
⇒ 伝統工芸を地域資源（観光資源等）として活用している地域の取組が、伝統工芸の振興（売上高、従業者数）にどの程度寄与しているかといった視点で、こうした取組の実施状況や補助事業の活用状況等を調査するとともに、こうした取組を他の地域（伝統工芸）にも波及させていくことについて検討

《伝統的工芸品の生産額・従業者数の推移》



注 1) 伝統的工芸品産業振興協会調べ
 2) 伝産法に基づく指定を受けた「伝統的工芸品」にかかるもの

伝統工芸全体としては1300程度と想定

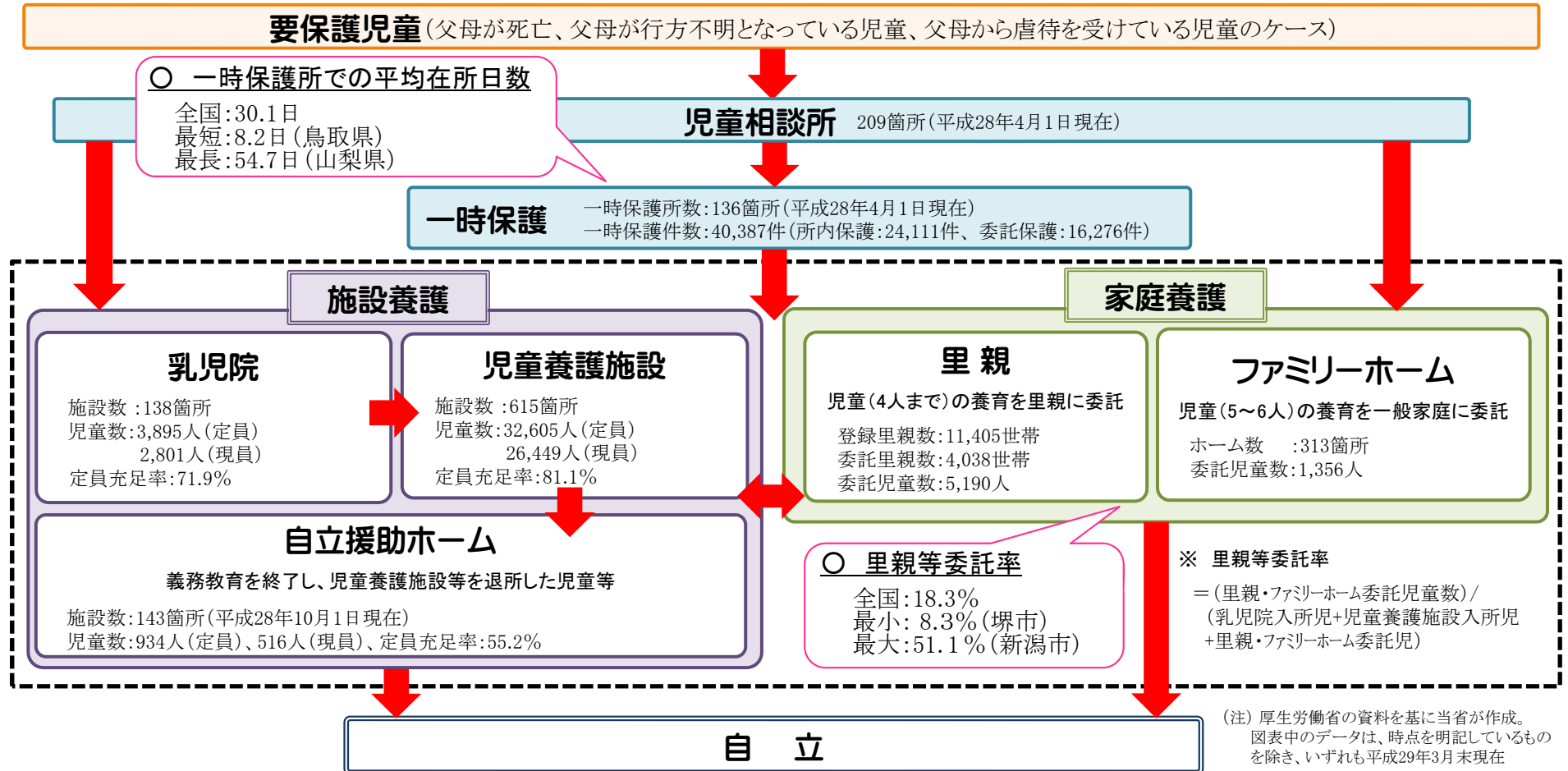


○ 要保護児童の社会的養護

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- 保護者のいない児童、被虐待児童など社会的に養護されている児童は約4万5,000人（平成28年度）存在
 - 児童相談所の一時保護所の平均在所日数は自治体間で7倍近い差があり、自治体間で区々となっている状況
 - 厚生労働省は「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」取りまとめ）において、より家庭的な環境下における養育を目指し、里親等委託率（※）の目標を50%～75%と設定
（3歳未満はおおむね5年以内に、それ以外の就学前の子供はおおむね7年以内に75%以上を実現。学童期以降はおおむね10年以内に50%以上を実現）
 - 平成28年度の里親等委託率は18.3%にとどまり、自治体間でも約6倍の差がみられるなど実現に向けた課題あり
- ⇒ 要保護児童に対する保護・養育・自立支援の的確・適切な実施に資する観点から、その実態や国・地方公共団体の取組状況等について調査

《社会的養護から自立に至るまでの流れの大まかなイメージ》



○ 地域公共交通の再構築

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 人口減少の進行等により、輸送人員の減少・不採算路線からの撤退など地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中で、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念
 - ・ 国は、「地域公共交通活性化再生法」(平成19年法律第59号)を中心に市町村や交通事業者など地域の多様な主体の連携・協働により、地域公共交通の活性化・再生に取り組むための枠組みを整備
- ⇒ 自治体・事業者等の連携・協働により地域の特性に応じたサービスの最適化を図る観点から、地域公共交通活性化再生法に基づく代替交通の導入などの自治体の取組・国の支援等について調査

○ 地域公共交通を巡る状況

人口減少の進行等により、輸送人員の減少・不採算路線からの撤退など地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中で、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念

- ✓ 三大都市圏以外においては地域公共交通サービスの輸送人員が減少傾向(図1)
- ✓ 平成26年までの5年間に8,053kmの一般路線バスが完全廃止
- ✓ 一般路線バス事業者の6割以上、地域鉄道事業者の7割以上の経常収支が赤字(図2)
- ✓ 地域公共交通空白地域の存在(国土交通白書2017)(図3)

図1

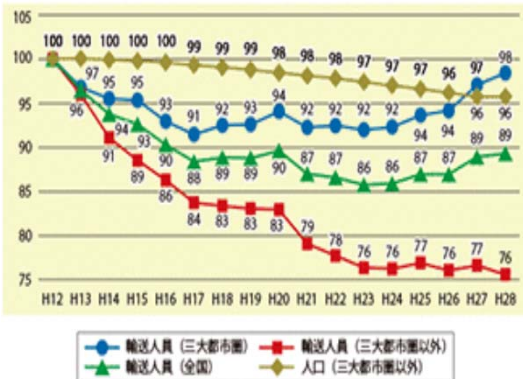


図2

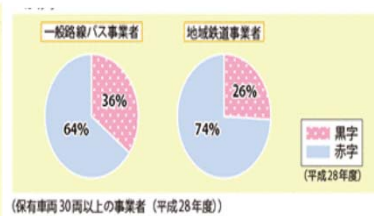


図3

	空白地面積	空白地人口
バス 500m圏外	36,477km ²	7,351千人
鉄道 1km圏外	(可住地面積の約30%)	(人口の5.8%)

○ 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通再編事業のイメージ



<国土交通省作成>

○ 外来種対策の推進

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 国は、2020年までの我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、2015年3月に外来種被害防止行動計画を策定し、我が国独自の生態系を脅かす侵略的外来種の導入防止や防除等の取組を実施
- ・ 侵略的外来種の生態系への導入により、我が国の生物多様性の保全上重大な問題となっているほか、社会経済活動に対しても直接的に深刻な被害を与えている状況。このうち、例えばアライグマは、これまでの取組にもかかわらず、その生息分布域が約10年前に比べ約3倍に拡大している状況

⇒ 外来種対策の効果的推進の観点から、関係政策・施策の実施状況を調査し、効果の発現状況を把握・分析

外来種対策を実施する上での基本指針

○ 観点及び基本的考え方

観点①全体の基盤となる対策

1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成
…国民の理解・外来種対策の社会的主流化と外来種対策に携わる人材の育成
2. 優先度を踏まえた外来種対策の推進
…対策の必要性及び対策の実行可能性・実効性・効率性を踏まえて対策の優先度を決定
7. 情報基盤の構築…情報の収集と提供のための基盤の構築
調査研修の推進…侵略的外来種に関する生理生態・防除技術・被害軽減に関する知見の集積

観点②導入・逸出の防止(予防)	観点③防除の推進
3. 侵略的外来種の導入の防止 <small>3-1. 意図的に導入される外来種の適正管理 ⇒外来種特性・逸失の可能性を踏まえた対策 3-2. 非意図的導入の防止 ⇒侵略的外来種へのリスク評価と管理</small>	4. 効果的、効率的な防除の推進 <small>⇒被害防止・影響軽減 ⇒限られた労力の選択と集中 ⇒主体間の連携と役割分担</small>

観点④地域の固有種の維持保全

5. 国内由来の外来種への対応⇒生物多様性の地域的固有性の保全
6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応⇒種の多様性・固有性の保全

外来種対策を推進するための行動計画

○ 国による具体的行動

観点①: 42の行動 観点②: 34の行動 観点③: 31の行動 観点④: 20の行動	分布情報の発信と効果的な防除手法の確立 等 外来種リストの認知度の向上、適切な管理の促進 等 情報共有等のための地域ブロックごとの連絡会議 等 地方公共団体における外来種リストの作成促進 等
--	--

○ 平成31年度を目途に実施状況の点検と見直しを実施

人の生命又は身体に係る被害

- セアカゴケグモやヒアリ等による咬傷等やそのおそれ
- アライグマによる回虫や狂犬病の媒介

農林水産業に係る被害

- アライグマやハクビシン、ヌートリアによる農作物の被害
- カワヒバリガイによる用水路等の通水阻害

生態系に係る被害

- アライグマの糞尿や入り込みによる家屋や文化財の汚損
- オオクチバスやブルーギルの捕食に伴うニゴロブナの減少による伝統的食文化への影響
- マングースの捕食によるヤンバルクイナやアマミノクロウサギの減少
- グリーンアノールの捕食による小笠原諸島の固有種の激減
- アカゲザルやタイワンザルとニホンザルの交雑

その他の被害

侵略的外来種による被害

○ 土壤汚染対策

※詳細は調査の設計・実施の段階で具体化

- ・ 土壤汚染対策については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）や各地方公共団体における環境確保条例により土壤汚染に関する調査や対策は定着しつつある。その一方、中小事業者の所有等土地における土壤汚染対策が進まないなど新たな課題が発生
- ・ 近年、土壤汚染（有害物質の検出）の判明事例は年々増加。工場跡地等について、不動産取引上のトラブルや土壤汚染調査、除去等に要する費用負担等の問題から再開発が進まないなどの状況がみられる。

⇒ 土壤汚染対策の円滑な実施や事業者の負担の適正化を図る観点から、汚染の把握や対策の状況等について調査

○土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）

⇒土壤汚染の状況の把握、人の健康被害の防止

土壤汚染の調査

- ・有害物質使用施設の使用の廃止時（法第3条第1項）
- ・一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条第1項）
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条第1項）

自主において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（法第14条）

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

①要措置区域（法第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（法第7条）
→土地の形質変更の原則禁止（法第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

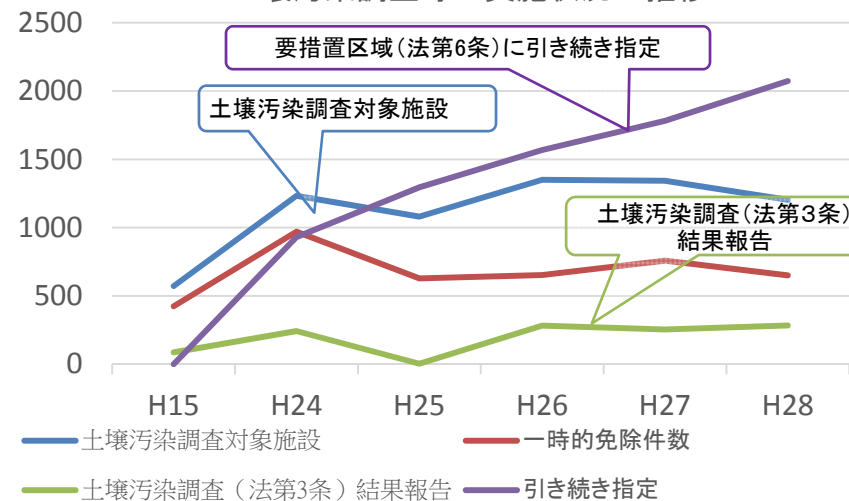
②形質変更時要届出区域（法第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）
→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（法第12条）

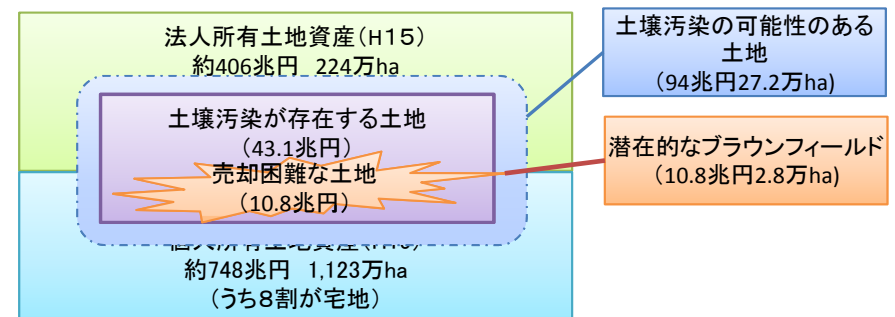
汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

土地の新たな利用（再開発等）

土壤汚染調査等の実施状況の推移※1



潜在的ブラウンフィールドの規模について※2



※1「平成28年土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(環境省)から抜粋

※2「土壤汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検討調査」中間取りまとめ(環境省平成19年4月19日報道資料)から抜粋